

平成 25 年度 検証結果報告書（山口県立大学） 改善に向けた意見に係る今後の対応方針

項目	改善に向けた意見	対応方針
I. 規程及び体制等の整備状況		
1. 機関内規程	山口県立大学動物実験規則の全体から学長の責務が読み取れるが、一部責任の所在が曖昧な部分があるので、学長が最終責任者であることを明示されたい。	「山口県立大学動物実験規則」に学長の責務を追加する。 国の指針においては、教育訓練は学長が動物実験委員会の協力を得て実施することとなっているため、 <u>第 24 条の文言を一部修正する。</u>
3. 動物実験の実施体制	動物実験責任者について、定義を明確にされたい。	<u>動物実験責任者は教員に限る。またそのことを規則に明記する。</u>
4. 安全管理を要する動物実験の実施体制	設備等の理由により実施を想定されない病原体等使用実験、RI 使用実験などの「安全管理を要する実験」は規則等において行わないことを明記されたい。また、実施を想定する実験に関しては実施体制を整備されたい。特に遺伝子組換え実験を行う場合は、「カルタヘナ法」を遵守できる十分な実施体制を整えられたい。	1) <u>病原体等使用実験、RI 使用実験などの「安全管理を要する実験」は本学において行うことができないこととする。またそのことについて、「山口県立大学動物実験規則」の修正を行う。また「飼養保管マニュアル」に明記する。</u> 2) 遺伝子組換え実験については、「山口県立大学における研究・実験に係る生命倫理に関する指針」（平成 18 年 4 月 1 日規程第 6-37 号 平成 23 年 10 月 17 日）に基づき実施することとしているが、「カルタヘナ法」を遵守できる内容となっていないため、生命倫理委員会に指針の見直しを行うよう依頼する。
II. 実施状況		
5. 施設等の維持管理の状況	今後予想される実験動物の増加、安全管理を要する実験に備えて、必要な施設等の短期、及び長期の整備計画を準備されたい。	今後の実験等を踏まえ、総務グループと協力して整備計画を準備していくこととする。
6. 教育訓練の実施状況	法律の改正など最新の情報を周知する必要もあるため、毎年、隔年など必要な教育訓練の回数を内規として決めておかれたい。	<u>2 年に 1 回とする。</u> なお、飼養保管マニュアルに記載するとともに、 <u>計画書の様式に受講年記入欄を追加する。</u>